

「フロニカミド」及び「クロルピリホス」の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

## 1. 経緯

平成16年10月20日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「フロニカミド」及び「クロルピリホス」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 各品目の概要

### (1) フロニカミド

本薬は、殺虫剤であり、りんご、きゅうり、ばれいしょ、茶等への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。なお、欧米において農薬としての食用作物への登録は未だなされていないが、米国、EU等へ登録申請がなされている。

### (2) クロルピリホス

本薬は、殺虫剤であり、本年10月現在、ばれいしょ、てんさい、みかん、茶等に登録があり、本年2月に食品衛生法に基づく残留農薬基準が告示されている。今回、新たにあずき、ネクタリンへの適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)においては数次にわたり毒性評価が行われており、直近では平成11年にADIが設定されている。また、米、キャベツ、てんさい、畜産物等に国際基準が設定されている。諸外国においては、米国、ヨーロッパ諸国、オーストラリアをはじめ、多数の国々において登録されている。

なお、クロルピリホスは、平成15年9月18日に食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに、食品健康影響評価の結果として、「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI、クロルピリホスは0.01 mg/kg 体重/日)を設定するとの評価の結果は、当委員会として妥当と考える。」とする通知がなされている。

## 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「フロニカミド」及び「クロルピリホス」の2品目の食品中の残留基準設定について検討する。